

発注者支援業務積算基準 改正概要

R5 改正	現行	備 考
<p>積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務、河川巡視支援業務、道路許認可審査・適正化指導業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場管理支援業務積算基準</p> <p>2. 業務委託料</p> <p>(2) 業務委託料構成費目の内容</p> <p>□ 間接原価</p> <p>当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）とする。</p>	<p>積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務、河川巡視支援業務、道路許認可審査・適正化指導業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場管理支援業務積算基準</p> <p>2. 業務委託料</p> <p>(2) 業務委託料構成費目の内容</p> <p>□ 間接原価</p> <p>当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費（追加）とする。</p>	